

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 介護保険運営協議会

被保険者の代表、サービス事業者、学識経験者、保健・医療・福祉関係者からなる協議会です。

介護保険事業計画の実施から進行管理、評価、見直しについて、行政、関連機関や組織・団体、市民と協働しながら、介護保険の円滑な運営に努めます。

(2) 地域包括支援センター運営協議会

現在、地域包括支援センターは、東部、西部、南部それぞれの日常生活圏域に1箇所ずつ設置されています。

センター間の連携や公正・中立性を確保し、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業、及び地域包括ケアが適正かつ効果的に推進されるように管理・評価を行います。

(3) 地域密着型サービス運営委員会

学識経験者、地域密着型サービス事業者、福祉・保健・医療関係者、被保険者代表からなるもので、地域密着型サービス等の設備・運営や計画に係る事業者等の選定などの協議を行い、計画の推進に努めます。

2 計画の進行管理

この計画は、次のように進行を管理します。

(1) 進行管理

この計画を適正に推進するため、横手市介護保険運営協議会等において計画の進行管理を行います。

(2) 評価・分析の視点

この計画の進行管理を実施するにあたり、次の視点に基づいて、介護保険事業や高齢者福祉施策等の評価・分析を行います。

- ① 介護保険事業については、年度ごとのサービス見込量や給付額等とその実績との差等を算出し、評価・分析を行う。
- ② 年度ごとの目標数値等がある事業については、その目標数値と実績数値の差、進捗割合によって評価・分析を行う。
- ③ 計画期間中での達成を目指す事業については、その目標達成に向けての進捗状況により評価・分析を行う。
- ④ 高齢者の実情や地域ごとのニーズを把握する調査を実施し、介護保険や高齢者福祉サービス等に対する満足度や意見を把握し、評価・分析を行う。
- ⑤ その他、計画の進行を管理する上で必要な事項について評価・分析を行う。

(3) 事業の進捗状況の公表

評価・分析の結果を含めた進捗状況については、市民、事業者、その他の関係者に定期的に公表します。